

今後の「大阪都構想」の取り組みについて (田中意見)

2020. 12. 28

1. フェイクニュースによる妨害については毅然と対処すべき

- ・ 市民投票最終盤でのフェイクニュースは投票結果に大きな影響を与えた
- ・ 虚報である旨市が発表した後でも、記事を示して反対運動がなされていた。影響は明らか
- ・ このような手法が跋扈するようでは、今後、あらゆる市民投票、国民投票の公正性が揺らいでしまう
- ・ フェイクニュースの出所が市の組織内部であったことも極めて重大
- ・ 市職員による「公職選挙法上の虚偽事項の公表」、「刑法上の偽計業務妨害」にあたる悪質な行為
「都構想の前提を隠蔽」、「地方交付税交付金の虚偽の試算」、「地方交付税制度の歪曲」、「文書情報の隠蔽」、「新聞社との事前の謀議」等、公務員の違法行為として極めて犯情は悪い
- ・ 事実の糾明と厳正な処分、組織全体の綱紀粛正が必要
- ・ 「選挙無効」についても、公的にチャレンジすべし
- ・ 真剣に大阪の未来を考え、都構想を信じ、支持してくれた市民に申し開きが立たない
- ・ 3代にわたってつくり上げてきた市長の構想が、内部の反乱で転覆された事実は市の信頼性を大きく損なっている

2. 都市計画の一元化は「1丁目1番地」。100年の計見据え推進を

(1) 目標

- ・大阪全体のポテンシャルを最大に発現し、東京に伍する活力と発信力を持つ第二極を形成して、日本全体の成長を牽引する

(2) 具体的な構造について

- ・府・市の権限・機能の重複を整理し、強力なパートナーシップのもと、互いの役割機能を生かし合いながら、関西・日本の活力源となる活動を生み出せるガバナンスを構築する
- ・大都市戦略を効果的に構想・計画し、その実現に向けて政策を創造・実行する司令塔機能を構築する。都市計画、産業振興、都市価値創造の分野では、PDCAの全プロセスを共同実施する体制を構築することが肝要
- ・「計画は連携・調整、事業は府市別々」では現在と変わらない
- ・都市計画の最終的な責任は府民全体の負託を受けた知事が持つことを前提に、機関の共同設置、事務委託、事務の共同施行など、条例その他、府市両議会の議決によって体制の正当性と永続性を担保する

3. 大都市の先端的活動を足元で支える暮らし、コミュニティの再生を

- ・西日本最大の業務・商業集積を生かした府市一体の構想による大都市機能の強化は、住民の暮らしの充実がなければ、将来スプロール現象、インナーシティ問題に結びつく。身近な自治・共同社会の形成が極めて重要
- ・超高齢化、生産年齢人口減少が進む中、地域社会の有り様は大きく変化する。暮らしやすく安心して住み続けられる地域社会、国が提唱している「我が事まるごと地域共生社会」をつくるためには地域における、住民相互、住民と行政の関係を再構築していかなければならない

4. これからの府の役割

- ・府は、大阪市を含む府全域の統一的構想づくりとその実行に向けた市町村への政策的指導・調整機能をより強化する。事業実施機能は市町村への広範な権限移譲によって最小化するとともに、枠付け義務付けによらない、動機付け・規制緩和中心の政策誘導を行う府域政府機能を強化する

5. これからの市の役割

- ・市全体としての政策形成・市域政府機能を強化するとともに、総合区を創設し、地域内分権を推進する。基礎自治体として住民に意思に基づき住民福祉の最大化に努める
- ・激変する社会経済構造を見据え、住民の意思を生かした手応えのある都市自治によって持続可能な社会像を創造する
- ・大きすぎる市長の統制範囲を組織内分権によって適正化する

6. 総合区を有する市のイメージ

- ・市は、市域の政府として270万人の規模のメリットを最大限に生かし、市民サービスの向上と行政の3E(経済性=Economy、効率性=Efficiency、有効性=Effectiveness)の向上に責任を持つ
- ・本庁機能としては、シビルミニマムの設定、市域全体の行政計画の策定と進行管理、大規模均一的事務事業の経営などに注力する
- ・市は新たに地方自治法の規定に基づいて、身近な単位での自治機能を有する総合区を4区設置し、住民の身近なところで住民の意思に基づく地域経営と住民サービスの向上を進める。必須な要素として、区長に身近なサービス提供機能を責任もって企画・実施できる政策立案・執行権限、区域内での予算編成権（地方自治法上は具申権）、組織・人事権を付与する
- ・議会においては、総合区内の諸問題を一義的に所管する常任の「総合区別委員会」を設置する。この委員会には、各総合区の予算審査権を付与すると共に、総合区の事情に基づく条例の提案権、審査権を設定する。条例は区別に制定することはできないが、各区の事情に応じたきめ細かな制定内容となるよう政策所管委員会の審査と合わせて、区別委員会の審査を必ず経るものとする。区長の任命同意にあたっては、他の同意案件と異なり、区別委員会の審査を経るものとする